

第1編 総論

第1章 旧有限会社は株式会社として存続

■ Q1 旧有限会社が株式会社として存続することになった根拠は、何でしょうか。

■ Q 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律1条3号の規定により廃止された旧有限会社法の規定により設立された有限会社は、会社法の規定による株式会社として存続することになったとのことですが、その根拠は、何でしょうか。

■ A 旧有限会社法の規定により設立された有限会社は、会社法の規定による株式会社として存続することになった根拠は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「平成17年整備法」という。）2条1項です。

□ 解説

旧有限会社法の規定により設立された有限会社で平成17年整備法施行の際（平成18年5月1日）現に存在するものは、会社法の規定による株式会社として存続することになりましたが、その根拠は、平成17年整備法2条1項です。

平成17年整備法2条1項は、次のように規定しています。

「前条第3号の規定による廃止前の有限会社法（以下「旧有限会社法」という。）の規定による有限会社であってこの法律の施行の際現に存するもの（以下「旧有限会社」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後は、この節の定めるところにより、会社法（平成17年法律第86号）の規定による株式会社として存続するものとする。」□

■ Q2 旧有限会社は、なぜ株式会社と言わず特例有限会社と
いうのでしょうか。

■ Q 旧有限会社は、会社法の規定による株式会社になったわけですが、なぜ株式会社といわず、特例有限会社というのでしょうか。

■ A 旧有限会社法の規定により設立された有限会社で平成17年整備法施行の際（平成18年5月1日）現に存在するものは、会社法の規定による株式会社として存続することになりましたが、この株式会社に会社法のすべての規定を適用しますと、有限会社時代よりも厳しい規制になりますので、整備法は多くの経過措置および会社法の特則を設けました。株式会社といわず「特例有限会社」というのも、その特則の一つです（平成17年整備法3条1項・2項）。

□ 解説

会社法は、旧商法第2編会社、旧有限会社法および株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律を統合して会社法とし、旧有限会社を会社法の規定による株式会社としました（平成17年整備法2条1項）。しかし、旧有限会社は、株式会社に比べ、一般的に閉鎖的（同族的）・少額資本の会社（会社法施行前においては、株式会社の最低資本金は1000万円、旧有限会社の最低資本金は300万円でした。）であり、株式会社よりも規制が緩やかでした。そこで、旧有限会社に通常の株式会社と同様に会社法の規定を適用すると、旧有限会社法よりも厳しい規制になりますので、整備法は、多くの経過措置および特則を設けて旧有限会社に配慮しています。まず、商号について、平成17年整備法2条1項の規定により存続する株式会社は、会社法6条2項の規定（「株式会社は、その商号中に株式会社という文字を用いなければならない。」という規定）にかかわらず、その商号中に有限会社という文字を用いなければならないと規定し（平成17年整備法3条1項）、その有限会社を「特例有限会社」と称することにしています（平成17年整備法3条2項カッコ書）。つまり、特例有限会社という名称は、会社法の特則というわけです。□

■ Q3 旧有限会社の社員，持分および出資一口は，どのような
ようになったのでしょうか。

■ Q 旧有限会社が会社法の規定による株式会社として存続する場合，
旧有限会社の社員，持分および出資一口は，それぞれどのような
ようになったのでしょうか。

■ A 旧有限会社の社員は株主，持分は株式および出資一口は1株とみな
されました（平成17年整備法2条2項）。

□ 解説

旧有限会社法の規定により設立された有限会社であって会社法施行の日に
存在するもの（旧有限会社）は，株式会社として存続するものとされました
（平成17年整備法2条1項）ので，この場合，旧有限会社の社員は株主，持分
は株式および出資一口は1株とみなされました（平成17年整備法2条2項）。□

■ Q4 特例有限会社である株式会社の発行可能株式総数およ
び発行済株式の総数は，どのように定められたのでしょ
うか。

■ Q 特例有限会社である株式会社の発行可能株式総数および発行済株
式の総数は，どのように定められたのでしょうか。

■ A 特例有限会社である株式会社の発行可能株式総数および発行済株
式の総数は，旧有限会社の資本の総額を当該旧有限会社の出資1口
の金額で除して得た数とされ（平成17年整備法2条2項），その登記
は，登記官が職権でしました（平成17年整備法42条3項，136条16項1

号)。

□ 解説

特例有限会社である株式会社の発行可能株式総数および発行済株式の総数は、旧有限会社の資本の総額を当該旧有限会社の出資1口の金額で除して得た数とされ(平成17年整備法2条2項)、登記官が職権でこれらの登記をしました(平成17年整備法42条3項, 136条16項1号)。

なお、特例有限会社は、発行可能株式総数の枠が満杯となっていますので、定款を変更して発行可能株式総数を変更しない限り、募集株式の発行はできないことに留意する必要があります。□

■ Q5 特例有限会社は、平成17年整備法施行後、必ず定款を変更しなければならないのでしょうか。

Q

特例有限会社は、整備法施行後、必ず定款を変更しなければならないのでしょうか。もし、変更しなければならないとすれば、いつまでに定款のどの箇所を変更しなければならないのでしょうか。具体例をあげてご教示ください。

A

旧有限会社の定款は、存続する株式会社の定款とみなされました(平成17年整備法2条2項)ので、特に定款を変更しなければならない箇所はありません。しかし、平成17年整備法6条が「特例有限会社は、会社法31条2項各号に掲げる請求に応じる場合には、当該請求をした者に対し、定款に記載又は記録がないものであっても、この節の規定により定款に定めがあるものとみなされる事項を示さなければならない。」と規定していますので、定款に定めがあるものとみなされる事項を示すことができるように措置しておく必要があると考えます。

なお、この措置として最も望ましいのは、整備法に対応した定款の書き換え(定款変更の手続は要しない。)です。

□ 解説

旧有限会社法の規定により設立された有限会社であって会社法施行の日に存在するもの(旧有限会社)は、株式会社として存続するものとされ(平成17年整備法2条1項)、この場合、旧有限会社の定款は、存続する株式会社(特例有限会社)の定款とみなされました(平成17年整備法2条2項)。ただし、特例有限会社は会社法の規定による株式会社となったため、定款の記載または記録について多くの「みなし規定」が設けられており、平成17年整備法6条は「特例有限会社は、会社法31条2項各号に掲げる請求に応じる場合には、当該請求をした者に対し、定款に記載または記録がないものであっても、この節の規定により定款に定めがあるものとみなされる事項を示さなければならない。」と規定しています。これに該当するのは、定款の次の記載事項です。

1. 発行可能株式総数(平成17年整備法2条3項)
2. 公告の方法(平成17年整備法5条2項)
3. 株式の譲渡制限(平成17年整備法9条1項)
4. 種類株式の内容(平成17年整備法10条)
5. 監査役の監査の範囲(平成17年整備法24条)

そこで、定款が旧有限会社時代のままで、何ら手を加えていない(定款の書き換えも変更もしていない)場合は、以上の事項を加える定款の書き換えが一番簡便ですが、この機会に定款全般を見直す定款の変更をするのも一つの方法です。

なお、登記申請書に定款の添付を要する場合に添付する定款も整備法6条の適用を受けるか否かという問題がありますが、平成17年整備法第1章第2節の規定により定款に定めがあるものとみなされた事項のほとんどは登記官に判明しますので、「定款に定めがあるものとみなされる事項」を示さない定款を添付しても補正の対象としない登記所が多いようです。□

第2章 有限会社法の廃止に伴う経過措置

Q6 旧有限会社の定款における目的、商号および本店の所在地に関する記載または記録の取扱い

Q

旧有限会社の定款における旧有限会社法6条1項1号（目的）、2号（商号）および7号（本店の所在地）に関する記載または記録については、整備法ではどのように規定されているのでしょうか。

A

旧有限会社の定款における目的、商号および本店の所在地に関する記載または記録については、それぞれ存続する株式会社（特例有限会社）の定款における会社法27条1号から3号までに掲げる事項の記載または記録とみなすと規定されました（平成17年整備法5条1項前段）。

□ 解説

旧有限会社の定款における旧有限会社法6条1項1号（目的）、2号（商号）および7号（本店の所在地）に関する記載または記録については、それぞれ存続する株式会社の定款における会社法27条1号（目的）、2号（商号）および3号（本店の所在地）に掲げる事項の記載または記録とみなされました。

なお、商号については、会社法6条2項の「会社は、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社の種類に従い、それぞれその商号中に株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社という文字を用いなければならない。」という規定にかかわらず、その商号中に有限会社という文字を用いなければならないとされていますので、定款の商号に関する定めも変更する必要はありません（平成17年整備法3条1項）。□

- Q7 旧有限会社の定款における資本の総額，出資一口の金額，社員の氏名および住所および各社員の出資の口数の記載の取扱い

■ Q 旧有限会社の定款における旧有限会社法6条1項3号（資本の総額），4号（出資一口の金額），5号（社員の氏名および住所）および6号（各社員の出資の口数）に掲げる事項の記載または記録については，平成17年整備法ではどのように規定されたのでしょうか。

■ A ご質問の事項については，特例有限会社の定款に記載または記録がないものとみなすことにされました（平成17年整備法5条1項後段）。

□ 解説

資本の総額，出資一口の金額，社員の氏名および住所および各社員の出資の口数は，旧有限会社の定款の絶対的記載事項とされていました（旧有限会社法6条1項3号，4号，5号，6号）が，株式会社においては，これらはいずれも定款の記載事項とされていません（会社法27条参照）。そこで，整備法は「旧有限会社の定款における旧有限会社法第6条第1項第3号から第6号までに掲げる事項の記載又は記録は，第2条第1項の規定により存続する株式会社の定款に記載又は記録がないものとみなす。」と規定しました（平成17年整備法5条1項後段）。□

- Q8 旧有限会社が定款に定める公告の方法の取扱い

■ Q 旧有限会社における旧有限会社法88条3項1号または2号に掲げる定款の定めは，第2条第1項の規定により存続する株式会社の定款における会社法939条1項の規定による公告の方法の定めとみなすとされていますが，このことについて説明してください。

□ 説明

旧有限会社が公告を要するのは、①法定準備金の減少、②資本の減少、③合併、④会社分割および⑤組織変更の場合に限られ、これらの公告がいずれも債権者に対する異議催告の公告であったところから、その公告の方法は、いずれも官報とされていました（旧有限会社法88条1項、旧商法289条4項、376条1項、412条1項、374条ノ4第1項、374条ノ20第1項、100条1項）が、これらの場合においては、いずれの場合も、知れたる債権者に対しては各別の催告を要するとされていました。ただし、以上の公告を官報の外旧有限会社が定款に定める「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙」または「電子公告」によりなすときは、各別の催告は要しないとされていました（旧有限会社法88条1項、旧商法289条4項、376条1項、412条1項、374条ノ4第1項、374条ノ20第1項、旧有限会社法68条、旧商法100条4項）。そこで、旧有限会社がこれらの公告の方法として「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙」または「電子公告」を定めているときは（これは、旧有限会社法88条3項1号および2号により登記事項とされていました。）、特例有限会社である株式会社の定款における会社法939条1項の規定による公告の方法の定めとみなされ（平成17年整備法5条2項）、これらの登記は、登記官が職権ですることとされました（平成17年整備法42条5項、6項、136条16項3号）。

なお、旧有限会社が以上の公告について異なる2以上の方法の定款の定めを設けている場合には、当該定款の定めは効力を有しません（平成17年整備法5条4項）ので、この場合には、当該旧有限会社の公告の方法は、官報に掲載する方法となります（平成18年3月31日民商782号民事局長通達）。□

■ Q9 旧有限会社における予備的公告の方法

Q

旧有限会社における旧有限会社法88条3項3号に掲げる定款の定めは、第2条1項の規定により存続する株式会社の定款における会社法939条3項後段の規定による「予備的公告の方法の定め」とみなすとされていますが、このことについて説明してください。

□ 説明

旧有限会社が公告を要するのは、①法定準備金の減少、②資本の減少、③合併、④会社分割および⑤組織変更の場合に限られ、これらの公告はいずれも債権者に対する異議催告の公告であったところから、その公告の方法は、いずれも官報とされていました（旧有限会社法88条1項、旧商法289条4項、376条1項、412条1項、374条ノ4第1項、374条ノ20第1項、100条1項）が、これらの場合においては、いずれの場合も知れたる債権者に対しては各別の催告を要するとされていました。ただし、以上の公告を官報の外旧有限会社が定款に定める「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙」または「電子公告」によりするとき、各別の催告は要しないとされていました（旧有限会社法88条1項、旧商法289条4項、376条1項、412条1項、374条ノ4第1項、374条ノ20第1項、旧有限会社法68条、旧商法100条4項）。そこで、旧有限会社がこれらの公告の方法として「電子公告」を定めているときは、予備的公告の方法として「官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞」を定めることができ（これらの定めは、旧有限会社法88条3項2号および3号により登記事項とされていました。）、当該定めは、特例有限会社である株式会社における会社法939条3項後段の規定による定めとみなすとされました（平成17年整備法5条3項）。

なお、以上の登記は、登記官が職権ですることとされています（平成17年整備法42条5項、6項、136条16項3号）。□

■ Q10 会社法27条4号および5号の規定と株式会社である特例有限会社の定款の記載事項

■ Q 株式会社の定款の絶対的記載事項とされている①設立に際して出資される財産の価額またはその最低額および②発起人の氏名または名称および住所と株式会社である特例有限会社の定款の関係は、どうなるのでしょうか。

A ①設立に際して出資される財産の価額またはその最低額および②発起人の氏名または名称および住所は、通常の株式会社の定款の絶対的記載事項とされています（会社法27条4号，5号）が、これらの規定は、特例有限会社には、適用しないとされています（平成17年整備法5条5号）。したがって、①設立に際して出資される財産の価額またはその最低額および②発起人の氏名または名称および住所は、特例有限会社の定款に記載する必要はありません。

□ 解説

①設立に際して出資される財産の価額またはその最低額および②発起人の氏名または名称および住所は、通常の株式会社の定款の絶対的記載事項とされています（会社法27条4号，5号）。そこで、特例有限会社も株式会社でするので、特例有限会社の定款にも①設立に際して出資される財産の価額またはその最低額および②発起人の氏名または名称および住所を記載しなければならないかどうかが問題になります。この点について、平成17年整備法5条5号は「会社法第27条第4号および第5号の規定は、第2条第1項の規定により存続する株式会社には、適用しない。」と規定しています。したがって、①設立に際して出資される財産の価額またはその最低額および②発起人の氏名または名称および住所は、特例有限会社の定款に記載する必要はありません。□

Q11 旧有限会社の社員名簿は、どのように取り扱われるのでしょうか。

Q 旧有限会社の社員名簿は、どのように取り扱われるのでしょうか。

A 旧有限会社の社員名簿は、会社法121条に規定する株主名簿とみなすことにされました（平成17年整備法8条1項）。